

## 課題2 職権送付について

第1回行政不服審査会でのご意見も踏まえ、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項を、「部会は、調査審議の充実及び効率的な遂行のため、職権で、審査関係人に対し、様式第22号の2の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、適当ではないとの意見があった部分を除いて、主張書面等の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの）を送付するものとする。ただし、調査審議の充実及び効率的な遂行に資さないなど、送付が適切でないと部会が判断した場合はこの限りでない。」と改正し、主張書面等の写しについては、原則送付することとした。

ただ、現状、職権送付の対象は主張書面と資料であり（運営要領第8条第3項参照）、審査庁説明・処分庁陳述記録、口頭意見陳述聴取結果記録書やその他職権で調査を行った記録等は対象となっていない。

そのような中、令和4年6月付けで総務省行政管理局より示されている「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル」（以下「総務省マニュアル」という。）が改訂され、「②主張書面等以外の書類（意見の陳述の結果（議事録）、職権調査の結果等）がある場合について、当該書類等の内容が、答申の判断の基礎となるものであると、審査会が判断した場合には、本手続（閲覧・交付手続きを指す。）とは別に、運用上、職権により、審査請求人等に対し、当該書面等の写しの交付等を行うことが望ましい」と明記された。また、「主張書面等以外の書類（意見の陳述の結果（議事録）、職権調査の結果等）については、書面となっていない場合も想定される。その全てについて書面化を行う必要はないが、答申の判断の基礎となるものである場合には、適宜の形で書面化をした上で、写しの交付等を行うことが望ましい。」とされている（本文編 pp. 10-11）。

委員の皆様には、上記総務省マニュアルの改訂を踏まえて、主張書面等以外の書類も職権送付の対象とするかについてご意見をいただきたいと思います。なお、総務省マニュアルでも、「(国の) 行政不服審査会における調査審議等に係る事務処理の手続等は、同審査会において判断されるもの」とされており、大阪市としてどのような手続きとし、また、それをどのように運営要領に定めるかが問題となります。

### 案の1

これらの書面が送付されることになると、意見陳述の際に萎縮を招いたり、記録の作成・確認をまって送付することになるため時間を要したりすることになるので、大阪市行政不服審査会としては、職権送付の対象としない。

## 案の2

総務省マニュアルにて職権送付が望ましいと明示された以上、審査関係人の反論の機会を確保するため、職権送付の対象とする。

## 案に関する説明

本課題については、運営要領に明文があるところであり、審査会として対応を統一することが望ましいと考えています。

なお、時間があれば、下記の派生課題についてもご意見をいただければと思います。

(案の2とする場合)

- ・議事録は、①逐語で作成するか、②発言の要旨とするか。
- ・口頭意見陳述聴取結果記録書等の差し支え意見（運営要領第14条の2第2項）をどのように確認するか。例えば、議事録を陳述者に送付し、黒塗りして返してもらう等の方法が考えられる。

なお、総務省マニュアルには、「主張書面等以外の書類等に係る閲覧等の手続の際は、法78条の適用がないところ、同条の趣旨を踏まえれば、必要に応じて第三者の利益を害するおそれがあると認める部分等のマスキングや、提出人の意見を聴くことが望ましい。」とある。

- ・上記差し支え意見の聴取の際に陳述者等から（内容）修正の求めがあった場合どのように対応するか。

(案の1／案の2に関係なく)

- ・総務部会にて運用で行っているところであるが、審査会が求めた主張書面等の文書も、提出者の差し支え意見を踏まえて問題ないと考えられる限りあわせて送付することを明文化するか否か。

## 参考条文

## 行政不服審査法

(提出資料の閲覧等)

第 78 条 審査関係人は、審査会に対し、**審査会に提出された主張書面若しくは資料**の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は**当該主張書面若しくは当該資料**の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(略)

## 行政不服審査会運営要領

(諮問事件の係属の通知等)

## 第 8 条

(略)

3 部会長は、部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、部会の会議の開催に先立ち、**主張書面又は資料(以下「主張書面等」という。)**を提出すべき相当の期間を定めることができる。

(略)

(主張書面等の職権送付)

第 14 条の 2 部会は、調査審議の充実及び効率的な遂行のため、職権で、審査関係人に対し、様式第 22 号の 2 の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、適当ではないとの意見があった部分を除いて、**主張書面等の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの)**を送付するものとする。ただし、調査審議の充実及び効率的な遂行に資さないなど、送付が適切でないと部会が判断した場合はこの限りでない。

2 部会は、前項の送付をしようとする場合には、送付しようとする**主張書面等**に係る職権送付についての意見を既に聴取している場合を除き、**様式第 23 号の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、当該主張書面等の提出人に、当該職権送付についての意見を聴取する。**

(調査結果の記録の作成)

第18条 部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政機関からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、**その要旨を記載した書面**を作成しなければならない。

## 大阪市行政不服審査会傍聴要領

### 1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開始予定時刻までに、受付において審査会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと
- (4) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと
- (6) その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

### 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審査会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。